

テレワークの解除について

緊急事態宣言が解除されることに伴い、沖縄県を除く対象地域（東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、広島県、岡山県）内の事業所におけるテレワークを、6月20日をもって解除いたします。

今後とも新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底を図ってまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

令和3年6月18日

株式会社千代田コンサルタント